

地震災害に対して、 高齢者や障がいのある方などは、

**身に迫った危険を察知しにくい
助けを求めたり、助けてほしい内容を伝えにくい
すぐに身を守る行動をとりにくい**

など、多くのハンデを抱えています。こうした要配慮者の方々を災害から守るためにには、ご自身が備えておくことはもちろんですが、地域ぐるみの温かい支援が必要です。

※要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方です。



要配慮者を災害から守る

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」を「要配慮者」とし、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と言います。

地域の皆さんは

□要配慮者との交流を密にする

日頃から近隣に住む要配慮者とあいさつを交わすなど交流を深めておく。また、プライバシーや本人の意思などに配慮しながら、支援のニーズを聞いておく。

□要配慮者の視点で まちなかを点検する

避難路は車いすで通れるか、障害物がないかなど、要配慮者を安全に避難誘導できるよう、確認する。

□要配慮者を把握する

地域において、要配慮者の把握、共有等を進めておく。

□防災訓練への参加を促す

要配慮者の方に防災訓練に参加してもらう。その際に、安否確認や避難誘導など、具体的な支援体制を決めておく。



コミュニケーションを図る

要配慮者の皆さんは

自分や家族だけでは十分な対応ができない場合は、近隣の方や自主防災組織に、安否確認や支援に来てもらえるよう頼んでおきましょう。日頃から地域の防災訓練や行事などにすすんで参加し交流を深めておくことが大切です。